

新型インフルエンザ専門家会議 運営規程

新型インフルエンザ専門家会議設置要綱の「5.(3)」の規定に基づき、本規程を定める。

1 新型インフルエンザ専門家会議(以下「会議」という。)に議長を置き、健康局長が選任する。議長は、会議を代表し、会務を統括する。議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

附 則

この規程は、平成18年4月20日より施行する。